第2回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第2回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 :ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

農振部会長:それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。

早速ですが議題に入りたいと思います。

議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 1 号 農地法 3 条の規定による許可申請については、本会議において

審議しますので部会では審議いたしません。

事務局 : 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

令和5年7月21日受付

この申請は一般住宅用地への転用の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案2号の説明を終了します。

事務局 : 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

令和5年7月24日受付

この申請は所有権移転を含む農地転用の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案3号の説明を終了します。

農振部会長:現地確認に行く前に何か質問はありますか。

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

農振部会長:現地確認お疲れざまでした。

それでは、議案第2号についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

農振部会長:この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、

部会としては、許可相当といたします。

農地部会長:次に、議案第3号についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

農地部会長:この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、

部会としては、許可相当といたします。

農振部会長:ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させて

もらいます。これで部会を終了いたします。

事務局 : ただ今から、第2回玉村町農業委員会を開会いたします。 それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長:7月31日の降雹によって、農作物が多大な被害を受けています。特に上陽地域 や芝根地域での被害を中心に、ナスやにがうりの被害が特に大きいようです。農 作物以外にも、現時点で JA 共済だけで母屋・付属物・車合わせて延べ 1500 件 以上の申請が出ているとのことです。この被害に対し、伊勢崎市では見舞金が出 るとの新聞記事が出ましたが、玉村町や JA からも見舞金が出るとの話があるよ うです。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお 願いいたします。

議長:本日の出席委員は12名ですので、総会は設立しております。 玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、 今回は 4番 塚越 委員 5番 下田 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議長: それでは、議事に入ります。 議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

この申請は農地の所有権移転の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案第1号の説明を終了します。

議長: それでは、議案第1号について審議を行います。 ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

6番委員:写真で見る限り、実際にこの機械を使って耕作しているのか不明だ。古くて稼働 しない可能性もあるし、他から持ってきて実際には使っていない可能性もある。 また、該当地を耕作目的で購入とのことだが、本当に耕作が目的なのか。転用目 的の可能性もあるし、耕作をしっかりできるのかどうかという点に関しても、書 面上の情報だけでは不安がある。

5番委員: 今回の 3 条申請に関しては、現時点で譲受人が要件を満たしているかが論点で

あり、事務局が現地・聞取調査を行った結果で要件を満たしていれば許可相当でよいのでは。根拠のない推測や未来のことまで考慮に入れた判断はすべきでない。

7番委員: 譲受人の耕作能力について、町内の他の農地で実際に耕作はしているが、草や水の管理が不十分で農地が荒れていると感じる。農地を拡大すること自体に異論はないが、維持管理をしっかりやってほしいという趣旨で、現在耕作している農地の現地確認と耕作状況の聞き取りをしっかり行ったほうがよいと考える。

議長: 各委員の意見を踏まえ、本件については保留とし、次回までに事務局は追加調査を行い、報告をしてください。その結果を踏まえ、再度審議をするということでよろしいでしょうか。議案第1号について、**保留し、次回の会議で再審議**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第1号は保留といたします。

議長:続きまして議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

令和5年7月21日受付 この申請は一般住宅用地への転用の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案2号の説明を終了します。

議長: それでは、議案第2号について審議を行います。 この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、 部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、 部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長にこれより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第2号について、原案 のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。 全員賛成ということで、議案第2号は原案のとおり許可相当と決定します。

議長:続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局 より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

令和5年7月24日受付 この申請は所有権移転を含む農地転用の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案3号の説明を終了します。

議長 :続いて、報告事項に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。相続で、2件受理しております。

<届出の内容について説明>

以上で報告事項第 1 号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。3件受理しております。

<届出の内容について説明>

以上で報告事項第2号を終わります。

続きまして報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告いたします。

今月は資料の通り3件の合意解約の通知を受けております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手 願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告事項については、終了とします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : 〇令和5年度農業委員会地区別研修会について

伊勢崎市市民文化会館(伊勢崎市)大ホール

会議日時:令和5年8月30日(水)13:00~ 町バスで行きます。 集合場所:玉村町役場 12時集合出発 欠席の場合は連絡願います。

2023 年度農業委員会業務必携 90 号を使用しますので 筆記用具と共に必ず持参してください。

〇農地パトロールにについて 農業員会活動記録簿の記入方法を説明すると共に、農地パトロール及び 最適化交付金について説明。

○懇親会について

9月7日(木)の18時より、今期農業委員会の懇親会を行いたい。 会場は三和食堂、費用は5,000円で各自負担のこと。 欠席の場合は連絡してください。

議長:その他、委員の方から何かありますか。

質問も無いようなので

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長:委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。